

九 第一項第四号及び第六号の自動車の両側面の中央部に備える方向指示器の指示部の最前縁は、運転者又は客室の外側後端から二・五メートル以内（被牽引自動車にあつては、自動車の前端から四・五メートル以内）となるように取り付けられ、かつ、自動車の最外側から外側方メートルの車両中心面に平行な鉛直面上で当該方向指示器の取付位置の前方一メートルから自動車の後端までに相当する点における地上一メートルから一・六メートルまでのすべての位置から指示部を見通すことができるように取り付けられていること。

十 第一項第六号の自動車の両側面に備える方向指示器（前号に規定する方向指示器を除く。）の指示部の最前縁は、牽引自動車の前端からの長さの六十パーセント以内となるように取り付けられていること。

十一 運転者が運転者席において直接かつ容易に方向指示器（自動車の両側面に備える方向指示器を除く。）の作動状態を確認できない場合は、その作動状態を運転者に表示する装置を備えること。

4 自動車の両側面に備える方向指示器は、非常点滅表示灯を作動させている場合においては、当該非常点滅表示灯と同時に点滅する構造とすることができる。

第四十一条の二第二項中、「前条第八項第三号、第四号、第七号及び第八号」を、「前条第二項第二号並びに第三項第二号、第五号及び第六号」に改め、同条第三項中、「前条第九項」を「前条第四項」に改める。

第四十一条の三第二項中、「第四十一条第一項及び第二項並びに第五項から第八項まで」を、「第四十一条第一項第一号、第二号及び第五号から第七号まで、第二項（第三号の表の口、八及び二を除く）並びに第三項（第七号から第十号までを除く）」に改める。

第四十三条の四第一項第一号を次のように改める。

一 停止表示器材は、別記様式第二に定める様式の中空の正立正三角形の反射部及びけい光部を有するものであること。

第四十三条の四第一項第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、第九号を削り、同条に次の一項を加える。

2 停止表示器材は、使用に便利な場所に備えられたものであること。

第五十五条第一項第一号中、「第三十五条第三項第一号、第三十五条の二第五項第二号、第三十七条第一項及び第三項第四号、第三十七条の三第二項、第三十八号第二項第三号、第三十八号の二、第四十条第一項、第四十一条第一項から第七項まで及び第八項第五号」を、「第三十三号第三項第五号、第三十四号第二項第三号、第三十四号の二第二項第三号、第三十五号第三項第一号及び第三号、第三十五号の二第五項第二号及び第四号、第三十七号第一項、第二項第三号及び第三項第四号、第三十七号の二第三項第七号、第三十七号の三第二項、第三十七号の四第二項第三号、第三十八号第二項第三号から第五号まで、第三十八号の二、第三十九号第二項第四号及び第三項第四号（第三十七号第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第四十条第一項及び第三項第三号、第四十一条第一項第二号から第四号まで、第二項第三号の表のイ（自動車の後面に備える方向指示器に関する部分に限る。）、口及び八並びに第三項第三号及び第七号から第九号まで」に改める。

第五十六号第一項中、「及び第六号、第三十七号第三項第四号、第三十八号の二、第三十九号第三項第四号（第三十七号第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第四十条第一項、第四十一条第二項から第四項まで及び第八項第五号」を、「から第五号まで、第三十七号第二項第三号及び第三項第四号、第三十七号の二第三項第七号、第三十七号の四第二項第三号、第三十八号第二項第三号から第五号まで、第三十八号の二、第三十九号第二項第四号及び第三項第四号（第三十七号第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第四十条第一項及び第三項第三号、第四十一条第一項第二号から第四号まで、第二項第三号の表のイ（自動車の後面に備える方向指示器に関する部分に限る。）、口及び八並びに第三項第三号及び第七号から第九号まで」に改める。

第五十七条第一項中、「第四十一条第八項第五号」を、「第四十一条第三項第三号」に改める。

第五十八号第一項の表第五号中、「第四十一条第二項から第四項まで（同項第二号を除く。）」を「第四十一条第一項第二号から第四号まで、第二項第三号の表のイ（自動車の後面に備える方向指示器に関する部分に限る。）、口及び八並びに第三項第七号及び第八号」に改め、同表第十一号中、「第四十一条第五項」を、「第四十一条第一項第五号及び第三項第七号（同条第一項第五号の自動車の指示部に関する部分に限る。）」に改め、同表第十一号の二中、「第四十一条第六項第二号」を、「第四十一条第三項第十号」に改め、同表第十二号中、「第四十一条第八項第六号」を、「第四十一条第三項第十号」に改め、同表第十四号中、「第四十一条第一項」を、「第四十一条第一項第一号」に改め、同表第十四号中、「第三十三号第三項第五号」を、「第三十三号第三項第七号」に改め、同表第六十五号の条項の欄を次のように改める。

第三十二号第二項第二号、第三十三号第三項第四号から第六号まで及び第七号（第三十二号第二項第三号に係るものに限る。）、第三十四号第二項第三号及び第三項第五号、第三十四号の二、第三十五号第三項第三号、第三十五号の二第五項第四号、第三十七号第二項第三号及び第三項第六号、第三十七号の二第三項第七号、第八号及び第十号、第三十八号第二項第二号及び第三項第六号まで、第三十九号の二第二項第一号及び第三項第二号、第四十条第三項第四号並びに第四十一条第二項第三号の表の二

第五十八号第二項の表第三号中、「第四十条第二項第三号」を、「第四十条第三項第一号」に改め、同表第四号中、「掲げる被けん引自動車」を、「掲げる被牽引自動車」に、の被けん引自動車及び未滿未滿のけん引自動車によりけん引される被けん引自動車」を、「の被牽引自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時未滿の牽引自動車により牽引される被牽引自動車」に、

第十四条	以下	未滿	を
------	----	----	---

第十四条	二十キロメートル毎時	二十五キロメートル毎時	に、
------	------------	-------------	----

第十四条	以下	未滿	を
------	----	----	---

第十四条	以下	未滿	を
------	----	----	---

第十四条	以下	未滿	を
------	----	----	---

第十四条	以下	未滿	を
------	----	----	---

第十四条	以下	未滿	を
------	----	----	---

第十四条	以下	未滿	を
------	----	----	---